

**大村市を含む県内
各市の環境条例の
相違について**

宮本議員

(1) 環境行政について

① 各市の環境条例を検証した。他市では条例に違反すると罰金を含む罰則が規定されている。

市は、罰金制度を設けて環境保全について市民の規範意識の高揚に努めるべきでは。また、環境保全のパトロールは山間部の不法投棄や犬・猫のふん尿で迷惑を被っている市民のために違反行為を注意すべきではないか。

② 青線の管理が国交省から市に移管されたが、この青線に岩石が積み重ねられている。これは完全に違法行為であり本来の沢に戻すために、岩石の撤去を業者に指導して頂きたい。

違反して搬入し、天端の修正を行つてはいるがこのことを環境省が認めた。との答弁であつたが7,400mもの搬入オーバー認めねばならないのか。

市長

(1) 空閑地の対応については、所有者が行うべきものである。雑草などの苦情があつた場合、所有者の確認をした上で、市内居住者については、直接訪問し、適正管理をお願いしている。

る。また市外居住者については、適正管理の文書を送付している。環境保全条例の内容については、今後さらに広報おおむら等を通じて周知徹底を図りたい。

不法投棄パトロールについては、山間部や河川敷、海岸線などの人目につかないところを重点的に巡回している。不法投棄の温床にならないためにも定期的に巡回している。街部については、定期的な巡回はしていないが、通報があり次第、対応している。投棄物については、警察の協力を得ながら特定などで、厳しく対処している。

環境部長 苦情があつた場合は、ほとんどの方が雑草を刈り取つていただける状況であり、罰金制度については今後研究したい。

② 青線の件は、事業者所有地と転圧作業については、県に対して事業者から文書が出されている。それに基づき、県が環境省へ問い合わせを行い、了解を得て、県が許可をされている。

(その他の質問事項)

- ・ 認定こども園の機能と市の対応について
- ・ 三城々跡の文化財指定と文化庁と市文化振興課の考え方の相違点について

**真の地方政府実現に向けて
市長の議会観を問う**

職員の人事評価について

村崎議員

(1) 地方分権が進む中で、地方議会の役割が大きくなっている。市長が言う「情報公開と説明責任」を果たすために議会のインターネット中継を実現するべきではないか。

真の地方政府実現に市民、市長、役所、議会の役割やかかわりを明確にするべき

であり、「まちの憲法」というべき「大村市自治基本条例」を

制定するのではないか。市民、学識者、議会を巻き込んだ研究

チームを早々に立ち上げるべきではないか。

(2) 職員の適材適所、人材抜擢・

育成のために人事評価を推進し、部課ごとに明確な目標管理

を行う組織に転換せねばならない。

今年度より、管理職に対し

て人事評価を試行したが、全職員へ拡充するのが本来の人事評価だ。全職員に実施する予定はあるのか。上司から部下の一方

の違反行為をなぜ国の環境省は認めねばならないのか。

(その他の質問事項)

・ 認定こども園の機能と市の対応

市長 (1) インターネットは、現在の情報化社会に欠かすことができない情報発信ツールである。インターネット中継は、議会でどのように議論され決定し、進められているのかを迅速に伝えることができ、市政を身近に感じていただくために、貴重な提案である。今後議会の中でも十分検討して頂きたい。

自治基本条例の制定については、策定手法や市の条例に及ぼす影響など大きな課題がある。慎重に取り組まないといけないが、まず今年度中に勉強会を行い、20年度から本格的に取り組みたい。先進他市でも制定に3年程要しているが、議会との連携も含めて研究し、3年といわずに1年半から2年でできるよう意欲を持つて取り組みたい。

(2) 全職員への拡充については、職種や役職に応じた評価にした

いと考える。まずは、行政職での試行を踏まえて職種に応じた制度を考えている。最終的には全職員を対象にした制度を考えている。360度評価について

は、先進地の取り組みなど積極的に研究していきたい。

総務部長 人事評価は将来に渡り

継続して取り組んでいく事務で

あり、人事、企画等の関連部門

でプロジェクトチームを作り連携しながら対応していきたい。

(1) 空閑地の対応については、所有者が行うべきものである。雑草などの苦情があつた場合、所有者の確認をした上で、市内居住者については、直接訪問し、適正管理をお願いしている。

市長 (1) 空閑地の対応については、所有者が行うべきものである。雑草などの苦情があつた場合、所有者の確認をした上で、市内居住者については、直接訪問し、適正管理をお願いしている。